

困安中市消費生活センター（☎382-2228）

18歳から大人に

「成年年齢が18歳になります」

民法改正により、令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。令和4年（2022年）4月1日に18歳、19歳に達している人は、その日から新成人となります。

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
平成14年(2002年) 4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年(2002年)4月2日～ 平成15年(2003年)4月1日生まれ	令和4年(2022年) 4月1日	19歳
平成15年(2003年)4月2日～ 平成16年(2004年)4月1日生まれ	令和4年(2022年) 4月1日	18歳
平成16年(2004年) 4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



18歳(成年)になったら何ができるようになるの？

親の同意なしに、ひとりで契約ができるようになります。

- 携帯電話を契約する
- ひとり暮らしのためにアパートを借りる
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる
- その他にできるようになる例として、
- 10年有効のパスポートを取得する
- 国家資格（公認会計士や司法書士など）を取得する

○結婚可能年齢が男女とも18歳になるなど

18歳(成年)になっても20歳にならないとできないことはあるの？

- 飲酒や喫煙
- 公営ギャンブル(競馬、競輪など)
- 大型、中型自動車運転免許の取得
- など

契約するときに気をつけることは？

一度成立した契約は、原則、自分の都合で一方的にやめることはできませんが、民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、一定の場合を除き、取り消すことができます。

この未成年者を消費者被害から守る「未成年者取消権」は、成年に達すると行使できなくなります。契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う悪質な業者もいますので、契約する場合は、その契約が本当に必要なものか、冷静に判断し、正しい知識をもって悪質商法などにだまされないようにしましょう。「簡単に儲かる」「みんなやっている」「あなただけ特別に」「すぐに契約するとお得」などの言葉や誘惑には、安易に飛びついてはいけません。

◆契約を結ぶときは、事前に契約内容をよく確認しましょう。

◆本当に支払いができるのか、自分の収入に見合った買い物をしましょう。

すぐに相談してください

「おかしいな」と思ったら、身近な相談窓口として、市消費生活センター（本駐車場内南側の建物）をぜひご利用ください。電話または来所により、ご相談をお受けしています。相談内容の個人情報外部に漏れることはありません。

相談・問合せ

困安中市消費生活センター

☎382-2228

午前9時～午後4時30分
（土日・祝日を除く）

